議案第７３号

朝霞市水道事業給水条例の一部を改正する条例

朝霞市水道事業給水条例（平成９年朝霞市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３０条第１項第５号中「２００円」を「３００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の朝霞市水道事業給水条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受ける各種証明書の交付の手数料から適用し、同日前までに申請を受ける各種証明書の交付の手数料については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代